

別添

## 鳥取県立米子養護学校校舎清掃業務仕様書

鳥取県立米子養護学校校舎清掃業務については、契約書に定めるもののほか、この仕様書に従って実施するものとする。

なお、この仕様書に示されていない事項であっても、現場の実情に応じ、鳥取県立米子養護学校（以下「発注者」という。）の美観又は建物の管理上必要と認めた軽微な作業は、契約金額の範囲内で受注者はこれを実施するものとする。

- 1 委託業務の名称 鳥取県立米子養護学校校舎清掃業務
- 2 業務の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 業務の場所 鳥取県立米子養護学校（米子市蚊屋 343 番地）
- 4 清掃作業基準仕様
  - (1) 作業概要 作業は、おおむね次の区分により行う。  
年1回～3回行う。別紙校舎清掃作業基準表（以下「基準表」という。）による。床洗浄・ワックス剥離、ワックス塗布、カーペット洗浄、全館ガラス・サッシクリーニング、高所除塵、換気孔清掃、エアコンフィルタークリーニングの各作業をいう。
  - (2) 使用材料 作業に使用する材料は、すべて清掃箇所に適合したものをを用いる。
- 5 作業人員配置に当たっての留意事項  
作業実施のための適切な数の人員を確保し、作業の疎漏、遅滞等がないようにするとともに、臨機の作業に対応できる体制を整えておくこと。
- 6 作業行程
  - (1) 清掃箇所は、別紙1「校舎清掃作業基準表」、別紙2「校舎配置図」による。  
なお、普通教室については仕切による学級数の変動があるため、構造上の原型教室数である。
  - (2) 受注者は、前号基準表により清掃作業実施計画表を作成し、実施開始日の2週間前までに発注者の承認を得ること。
  - (3) 受注者は、清掃作業を長期休業中に行うこととし、清掃作業を完了した都度、完了後10日以内に作業報告書に関連書類を添付のうえ発注者に提出し、発注者の検査を受けること。
  - (4) 当該年度の最終の清掃作業の検査合格後、受注者は正当な請求書を発注者に提出し、発注者はこれを受理した日から30日以内に受注者に支払う。

## 7 作業に当たっての留意事項

作業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 建物、工作物、器具、備品等を損傷したとき、又は破損又は不良箇所を発見したときは、直ちに発注者に報告し、その指示を受けること。
- (2) 清掃作業は、長期休業中に実施し、あらかじめ発注者と協議のうえ、学校運営に支障を与えない日程で行うこと。
- (3) ちりやほこりを発散させないこと。
- (4) 火気には特に留意し、引火性物質は努めて使用しないこと。
- (5) 不衛生な処置をとらないこと。
- (6) 作業は原則午前8時30分から午後5時00分までの時間に実施すること。

## 8 清掃内容は、次に掲げる作業を行う。

- (1) プラスチックタイル、塩ビ長尺シート、木製フローリング等は、床に付着している汚れを表面洗浄用洗剤で落とし、表面を剥離洗浄したうえで、ワックスを塗布してポリシャ（使用できない部分はブラシ）で磨く。
- (2) タイルカーペットについては、専用洗剤で洗浄する。
- (3) 窓ガラスは洗剤で汚れを取り、乾布で拭き、艶出しをする。外回りサッシは、内側から電気掃除機でちりやほこりを取り除く。この作業は、年2回実施する。体育館のアリーナ部分については、掃き出し窓について実施するものとする。
- (4) 天井、壁、窓、スクリーン、照明器具、時計、ブラインド等日常手の届かない箇所は脚立を使用し、電気掃除機又はハタキでちり払いする。  
また、照明器具等で取りはずしのできるものは取りはずし、洗剤等で汚れを落として乾布で拭く。
- (5) 換気孔は洗剤で汚れを取り、水拭きをする。
- (6) エアコンフィルターの洗浄については、年3回行うものとする。  
(大体育館、中体育館のエアコンについては年2回)

## 9 その他

- (1) 受注者は、業務を履行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) この仕様書は、令和6年4月1日以後必要の都度、発注者と受注者が協議のうえ、随時改定する。